

「行政法1」

ADMINISTRATIVE LAW / VERWALTUNGSRECHT

担当: 森 稔樹 (大東文化大学法学部教授)
TOSHIKI MORI, PROFESSOR AN DER DAITO-BUNKA
UNIVERSITÄT, TOKYO

法律による行政の原理 (法治主義)

日本国憲法の下における法治主義

- ・公権力によって国民の権利・自由を制約する場合には、立法府たる国会(議会)の制定した法律の根拠が必要である。
- ・法律の根拠があるからといって国民の権利・自由をどのように制約してもよいという訳ではない。立法府(国民の代表からなる)による法律であっても制約できない権利・自由が存在する。

法律の法規創造力の原則

- ・狭義の法規を作りうるのは法律のみであるという原則
- ・国民の権利や自由を直接的に制限し、あるいは国民に義務を課する法規(法規)は、国民の代表機関である議会によって定立される法律によらなければならない。

法律の優位の原則

- 行政の様々な活動が法律に反してはならないという原則
- 行政決定や行政慣例が法律の内容と矛盾する場合には、その範囲において行政決定や行政慣例が違法となる。
- 当然、憲法に違反してはならない。

法律の留保の原則

- 行政が何らかの活動を行う際に、その活動を行う権限が法律によって行政機関に授権されていなければならない(すなわち、与えられていなければならない)。
- 少なくとも、国民の権利や自由を制約し、または新たな義務を課するような活動を、法律の根拠なくして行政権が単独でなすことは許されない。

法律の留保の適用範囲

- 侵害留保説(実務、判例): 国民の権利や自由を制約し、または新たな義務を課する行政活動については、法律の根拠を必要とする。⇒それ以外の行政活動については法律の根拠がなくてもよい。
- 侵害留保説より、法律の根拠を必要とする範囲を広げようとする見解: 全部留保説、権力留保説、本質留保説など

自動車一斉検問

- 根拠は警察法第2条か？
- 最決昭和55年9月22日刑集34巻5号272頁は警察法第2条説を採る。
- しかし、警察法は組織法である。
- 警察官職務執行法第2条説←職務執行の要件を満たさないという難点がある。
- 法的根拠がないので違法、とする説←少数に留まる。

緊急行為

- 最判平成3年3月8日民集45巻3号164頁
- 漁港管理規程という条例が存在しなかった。
- 条例がないのに地方公共団体が鉄杭を撤去することは、漁港法および行政代執行法に違反する。
- しかし、緊急事態に対処するために採られた措置としてやむをえない(民法第720条の「法意」に照らして)。
